

青森県報

第二千四百八十三号

平成十七年
五月三十日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……一

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二

出先機関……………二

土地改良区の役員就任及び退任……………(農林水産部) ……二

右 同……………(農林水産部) ……二

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……三

告 示

青森県告示第四百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成十七年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	氏名	住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社ケア・サポート三	三沢市中央町一丁目七の九			痴呆対応型共同生活介護	グループホーム赤とんぼ	三沢市大字三の〇	平成十七年五月三十一日

青森県告示第四百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十七年五月二十日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業(二・二・七十五号売市第八号公園)

三 事業施行期間

平成十七年五月三十日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市大字売市字小待地内

2 使用の部分

なし

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、第二出来島地区の県営土地改良事業（産地づくり支援水田高度利用促進事業（地域水田農業支援緊急整備事業）（暗渠排水））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年五月三十一日から同年六月二十七日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月三十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

区	役員
別	の
氏	氏
名	名
住	住
所	所
就	就
任	任
及	及
び	び
退	退
任	任
日	日

理 事	山道石次郎	上北郡横浜町字茅平二二の三	平成 一七・四 九就任
理 事	澤谷 常大	字鶏沢四五の八	
理 事	菊池 國廣	字家ノ前川目二八の二二	
理 事	大沢 弘悦	字茅平五六の五	
理 事	太田 芳美	字大豆田五五	
理 事	沢谷 秀廣	字中畑六二の三	
理 事	鳥山 義広	字有畑五三	
理 事	澤谷 政夫	字中畑四一の二二	
理 事	坂下 勝美	字川尻四〇の一	
理 事	菊池 清助	字大豆田二一	
理 事	山道石次郎	字茅平二二の三	一七・四 八退任
理 事	鳥山 慧	字苗代川目五四	
理 事	澤谷 常大	字鶏沢四五の八	
理 事	大沢 弘悦	字茅平五六の五	
理 事	太田 芳美	字大豆田五五	
理 事	沢谷 秀廣	字中畑六二の三	
理 事	菊池 國廣	字家ノ前川目二八の二二	
理 事	坂下 勝美	字川尻四〇の一	
理 事	澤谷 政夫	字中畑四一の二二	
理 事	菊池 清助	字大豆田二一	

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月三十日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

区	役員
別	の
氏	氏
名	名
住	住
所	所
就	就
任	任
及	及
び	び
退	退
任	任
日	日

理事	長谷川孝悦	つがる市木造下福原中吉谷八六の一	平成一七・四・二七就任
監事	杉野森松男	森田町床舞豊原七九の一	
	原田 良明	木造福原稲村三九	
	鎌田 哲夫	木造福原妻元九一	
	原田 善信	森田町床舞豊原七六の一	
	葛西 英範	森田町大館千歳一一の一	
	原田 其吉	森田町森田月見野二六二の一	
	野呂 長蔵	木造下福原中吉谷一一二	
	原田 清則	木造福原寛六	
	浅見 春樹	森田町床舞豊原七六の一	
	原田 春美	森田町床舞真鶴一	
	佐藤 吉弥	森田町大館広ヶ平三二の二九	
	工藤 友満	森田町床舞豊原二七の六	
	木村 俊一	木造福原妻元六七	
	大淵 則昭	木造福原種井一九の三	
	野呂 米秋	木造三ツ館寿抱五一	
	葛西 義直	森田町床舞豊原六六	
	木村 功公	森田町森田月見野二四七の一	
	原田 裕次	木造下福原中吉谷八六の一	
理事	長谷川孝悦	森田町床舞豊原七九の一	一七・四・二六退任
	杉野森松男	木造福原稲村三九	
	原田 良明	木造福原妻元九一	
	鎌田 哲夫	森田町床舞豊原七六の一	
	原田 善信	森田町大館千歳一一の一	
	葛西 英範	森田町森田月見野二六二の一	
	原田 其吉	木造下福原中吉谷一一二	
	野呂 長蔵	木造福原寛六	
	原田 清則	森田町床舞豊原七六の一	
	浅見 春樹	森田町床舞真鶴一	
	原田 春美	森田町大館広ヶ平三二の二九	
	佐藤 吉弥	森田町床舞豊原二七の六	
	工藤 友満	木造福原妻元六七	
	木村 俊一	木造福原種井一九の三	
	大淵 則昭	木造三ツ館寿抱五一	
	野呂 米秋	森田町床舞豊原六六	
	葛西 義直	森田町森田月見野二四七の一	
	木村 功公	木造下福原中吉谷八六の一	
	原田 裕次	森田町床舞豊原七九の一	

監事	工藤 友満	森田町大館広ヶ平三二の二九
	野呂 米秋	木造福原種井一九の三
	葛西 義直	木造三ツ館寿抱五一
	木村 俊一	森田町床舞豊原二七の六

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四・〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月三十日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則一四・（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四・（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「局長、室長、理事」を「行政改革・危機管理監」に、「次長、参事、美術館整備推進監、農村振興企画監、環境再生対策監、報道監」を「理事、次長、環境再生対策監、美術館整備推進監、農林水産振興企画監、室長、参事」に改め、「総括副参事」の下に「総務学事課及び」を加え、「部又は局の組織又は人事に関する事務を担当するものに」を「部の組織又は人事に関する事務を担当するもの及び財政課に置くものに」に、「財政改革企画監、総括主幹（部又は局）を「総括主幹（部）」に、「政策調整課に置くもので行政評価に関する事務を担当するもの及び行政経営推進室に置くもので行政改革」を「行政経営推進室に置くもので行政改革に関する事務を担当するもの及び企画課に置くもので行政評価」に改め、同表教育庁の項中「並びに職員福利課、」を「職員福利課に置くもので任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するもの並びに」に改める。

別表第二号の表職員診療所の項を削り、同表保健大学の項中「学部長」の下に、「研究科長」を加え、同表中「身体障害者更正相談所」を「障害者相談センター」に改

め、知的障害者更正相談所の項を削り、同表県外情報センターの項中「(名古屋情報センターに置くものを除く。)」を削り、同表農林水産事務所の項中「地域農業改良普及センター所長」を削り、同表埋蔵文化財調査センターの項中「次長」の下に「庶務担当グループリーダー」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭